令和４年１月 20 日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う対策について

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、１月 20 日には、過去最多となる 167 人の新規感染者が確認され、直近１週間の累積新規感染者数は 691 人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も 29.9％となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にあります。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、国へ要請し、この度、本県を含む１都 12 県が、１月 21 日（金）から２月 13 日（日）までの間、まん延防止等重点措置区域に加えることが決定されたところです。

県民の皆さまには、今一度、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者の削減の取組み、職場に出勤する場合は時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するようお願いします。また、特に、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力をお願いします。

また、本県のまん延防止等重点措置区域である高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町の８市６町において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗を対象に営業時間短縮等を要請します。認証店の場合は、営業時間を午前５時から午後９時まで、酒類の提供は午後８時までとするか、営業時間を午前５時から午後８時まで、酒類の提供を行わないことのいずれかを選択できることとしています。一方、認証を受けていない場合は、営業時間を午前５時から午後８時まで、酒類の提供を行わないよう、要請します。

今回の要請に係る第９次の営業時間短縮協力金については、準備期間を考慮し、遅

くとも１月 24 日（月）午前０時から、全面的にご協力いただいた場合は、お支払いの対象となります。

なお、今回の協力金については、中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和４年１月 21 日から２月 13 日までの間、営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただける飲食店に係る協力金の一部を前払いする制度を創設します。制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、２月上旬に公表します。

飲食店の皆さまには、これまで８度にわたり、営業時間短縮の要請等についてお願いしてまいりました。再び、非常に大きなご負担をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い」（資料１）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料２）、「イベント等の開催に係る留意事項について」（資料３）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当　景政・佐藤
TEL　087-832-3350

資料１

知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、本日、過去最多となる１６７人の新規感染者が発生し、直近１週間の累積新規感染者数は６９１人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も２９.９％となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にあります。

また、特に今般のオミクロン株による感染の特色として、感染力が極めて強く、感染者や濃厚接触者が急増することにより、企業等の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念されます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、１月１８日、国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む１都１２県を、１月２１日（金）から２月１３日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定され、今般、公示されました。

県民の皆さまには、今一度、オミクロン株の出現によってこれまでとは変わり、感染のリスクが非常に高まっていること、現在の感染の中心である若年層から、高齢者や基礎疾患のある方々へと感染が広がれば、医療がひっ迫し、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれもあること、などをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いいたします。

また、飲食店の皆さまには、これまで８度に渡り、営業時間短縮の要請等についてお願いしてまいりました。再び、非常に大きなご負担をお掛けすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置による対策の強化をおこなうことで、県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ありませんが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いします。

令和４年１月２０日

香川県知事　　浜　田　恵　造

感染拡大防止対策期（１月13日～２月13日）

資料2

香川県
まん延防止等重点措置

＜期間＞

令和４(2022)年１月21日(金)

～

令和４(2022)年２月13日(日)

実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の６及び第24条第９項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。 ※特措法第31条の６ まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等 ※第24条第９項 県民・事業者への感染防止の協力要請等
措置区域	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町（８市６町）
期　　間	令和４年１月21日(金)～２月13日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第９項】

香川県全域

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
  【別添１】：人の接触を８割減らす10のポイント
  （令和２年４月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
  【別添２】：新しい生活様式（生活スタイル）の実践例
  （令和２年５月４日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
  【別添３】：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請（対象者全員検査を受けた場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
  【別添４】（省略）：業種別ガイドライン

●県民への協力要請②【法第24条第９項】

香川県全域

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）」を積極的にインストールするよう協力要請
  【別添５】：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの５人以上の会食を避けるよう協力要請
  ※ 対象者全員検査を受けた場合は、同一グループの同一テーブルの５人以上の会食も可能
- 感染リスク高まる「５つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う
  【別添６】：感染リスクが高まる「５つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫
  （令和２年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

●県民への要請【法第31条の６第２項】

措置区域

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●県外から本県に来県される皆様への働きかけ

香川県以外の地域

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

●事業者への協力要請①【法第24条第９項】

香川県全域

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
  【別添４】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
  【別添７】：今後における適切な感染防止策
  【別添８】：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
  【別添９】：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するよう協力要請
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（ＢＣＰ）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

●事業者への協力要請②【法第24条第９項】

香川県全域

- **国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請**
- **飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請**
- **飲食店における同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食を避けるよう協力要請**
  ※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

●事業者への要請【法第31条の６第１項】

措置区域

- **飲食店に対し、営業時間の短縮を要請**
- **飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請**
- **政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請**
  （※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

飲食店への営業時間短縮の第９次要請　～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1　実施期間（要請期間）　令和4年1月21日（金）午前0時　～　2月13日（日）午後12時

2　対象区域（8市6町）

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町		

3　根拠　特措法第31条の6第1項、第24条第9項

4　対象　対象区域（8市6町）において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5　要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る
	✓ 『酒類の提供』は午後8時まで	✓ 『酒類の提供（客の店内持込みを含む）を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供（客の店内持込みを含む）を行わない』よう要請
	→『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする（申請を取り下げた場合を除く）		―
	✓ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く）		

飲食店を経営されている皆様には、９度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第９次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

※**第９次要請**について、準備期間を考慮し、遅くとも１月24日（月）午前０時からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。
※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・**午前５時**から**午後９時**まで 酒類提供・**午後８時**まで	営業時間・**午前５時**から**午後８時**まで 酒類提供・**行わない（店内持込みを含む）**	営業時間・**午前５時**から**午後８時**まで 酒類提供・**行わない（店内持込みを含む）**
協力金の内容	※通常の営業時間が午前５時から**午後９時まで**の時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前５時から**午後８時まで**の時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前５時から**午後８時まで**の時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞　前年度又は前々年度の１日当たりの売上高に応じて		
	2.5万円～7.5万円 ・１日当たりの売上高が８万3,333円以下 →一律２万５千円／日を支払い ・１日当たりの売上高が８万3,333円超 →１日当たりの売上高×0.3 （上限７万５千円／日）	**３万円～10万円** ・１日当たりの売上高が７万５千円以下 →一律３万円／日を支払い ・１日当たりの売上高が７万５千円超 →１日当たりの売上高×0.4 （上限10万円／日）	**３万円～10万円** ・１日当たりの売上高が７万５千円以下 →一律３万円／日を支払い ・１日当たりの売上高が７万５千円超 →１日当たりの売上高×0.4 （上限10万円／日）
	＜大企業＞　※中小企業においてもこの方式を選択可		
	前年度又は前々年度からの１日当たりの売上高の減少額の４割 →上限20万円／日又は前年度若しくは前々年度１日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	前年度又は前々年度からの１日当たりの売上高の減少額の４割 →上限20万円／日	前年度又は前々年度からの１日当たりの売上高の減少額の４割 →上限20万円／日

※申請受付要項は、２月下旬に公表します。
※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第９次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第９次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、２月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**令和４年１月21日（金）から２月13日（日）まで**の間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町		

の飲食店　定額 30万円（10日分）
（認証店が午後９時までの時短を選択する場合、12日分）

申請対象　※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓　１月21日～２月13日の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者（準備期間を考慮し、遅くとも１月24日午前０時からご協力いただいた場合は、協力金の対象となります）
- ✓　第１次～第８次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓　第９次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓　売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】

時短要請	第１次 4/7～4/20	第２次 4/28～5/11	第３次 5/12～5/31	第４次 6/1～6/14	第５次 8/7～8/19	第６次 8/20～9/12	第７次 8/27～9/12	第８次 9/13～9/30	第９次 1/21～2/13
【対象】高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間 10(12)日分
【対象】高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	24日間 10(12)日分（要請対象の市町）

いずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり

前払い金の対象

本申請受付

※早期一部支払い制度の詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、２月上旬に公表します。
※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

種類	対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの）
劇場等	劇場、観覧場、映画館　等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール　等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園　等
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター　等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場　等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗　等（生活必需物資を除く［※］）
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗　等（生活必需サービスを除く［※］）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等

●イベント等の開催【法第24条第９項】

香川県全域

- **イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請**
  また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請
  【別添10】：イベント等の開催に係る留意事項

●県有施設等における対応

香川県全域

- **適切な感染防止策の徹底を図り、開館・開園する。**
- **特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の貸館予約（※）については、新規分の受付を停止する。**
  ※ 栗林公園、県立ミュージアム
- **対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。**

●県の対応

香川県全域

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- ＰＣＲ検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。

資料３

令和４年１月２０日

イベント等の開催に係る留意事項について
（イベントに関する協力要請（法第 24 条第９項））

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

１　適用期間

令和４年１月２１日（金）から同年２月１３日（日）までの間

※　令和４年１月２０日（木）までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

２　イベント等の開催制限

	収容率　※	人数上限　※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ２m、最低１m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※　「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
　なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

３　チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から１年間保管することとする。

ただし、上記２の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント（大声なし）を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4　感染防止安全計画の策定・提出

(1)　対象

大声なしの 5,000 人超のイベント

(2)　内容

「感染防止安全計画」を策定し、４週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は 20,000 人とする。イベント終了後、１か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

(3)　提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町４丁目１番 10 号　健康福祉部健康福祉総務課

5　留意事項

別添 10	：イベント等の開催に係る留意事項	省略
別紙１	：チェックリスト	省略
別紙２	：感染防止安全計画	省略
別紙３	：イベント結果報告フォーム	省略
別紙４	：イベント開催等における必要な感染防止策	省略

（参考）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長　通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和４年１月 19 日付け事務連絡）

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その２)」（令和４年１月 19 日付け事務連絡）